

宇宙戦略基金事業に関する業務に係る利益相反マネジメント規程

令和6年7月1日 規程令和第6-38号

(目的)

第1条 本規程は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）が、宇宙戦略基金業務規程（規程令和第6-36号。以下「業務規程」という。）に基づき実施する業務に関し、業務規程第18条に基づき利益相反を適切に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における用語の意義は、業務規程に定めるもののほか、次の各号において定めるところによる。

- (1) 「技術開発課題の実施者等」とは、各技術開発テーマの技術開発計画を提案する者又は各技術開発テーマに採択された技術開発課題を実施する者をいう。
- (2) 「技術開発実施体制」とは、技術開発課題の実施者等が技術開発課題を実施する体制をいい、代表機関及びその責任者（以下「研究代表者」という。）並びに代表機関と連携する機関（以下「連携機関」という。）及び連携機関における責任者（以下「研究分担者」という。）等で構成される。
- (3) 「審査委員」とは、各技術開発テーマ採択及び評価に関わる者をいう。
- (4) 「兼業等を実施する者」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 技術開発課題の実施者等において、役員兼職規程（規程第27-32号）に基づく兼職を実施している機構の役員及び職員兼業規程（規程令和第2-14号）に基づく兼業を実施している機構の職員
 - イ クロスアポイントメント制度に関する規則（人事部長通達第27-14号）の適用を受け、技術開発課題の実施者等に出向している機構の職員又は機構が雇用している技術開発課題の実施者等の職員

(利益相反マネジメントの対象)

第3条 基金業務に係る利益相反マネジメントは、次に掲げる各号を対象とし、これらのいずれかに該当する事実を有する者を利益相反マネジメントの対象者とする。

- (1) 審査委員が、技術開発課題の実施者等との関係において重要な利益を有する場合として宇宙戦略基金事業部長が別に定める場合、又は、技術開発課題の実施者等に所属する場合
- (2) 機構が、技術開発課題の実施者等との関係において重要な利益を有する場

合

(3) 兼業等を実施する者が、技術開発実施体制に加わる場合として宇宙戦略基金事業部長が別に定める場合

(4) 前各号のほか、宇宙戦略基金事業部長又は審査会が必要と認める場合

(自己申告)

第4条 宇宙戦略基金事業部長は、前条各号の利益相反マネジメントを実施するため、審査委員及び兼業等を実施する者に対しては技術開発課題の実施者等との間で自らが保有する個人的利益について、技術開発課題の実施者等に対しては技術開発実施体制に加わる兼業等を実施する者の情報について、自己申告を求めるものとする。

2 審査委員、兼業等を実施する者及び技術開発課題の実施者等は、機構から前項の求めがあった場合には、適切に申告しなければならない。

(審査会への附議)

第5条 宇宙戦略基金事業部長は、前条の申告を踏まえ、第3条各号の利益相反マネジメントの対象となる事実があると判断する場合には、技術開発テーマの採択及び評価を実施するにあたり、その内容について、審査会の審査に付すものとする。

(審査会における審査)

第6条 審査会は、基金業務に係る利益相反マネジメントに関する業務として、次に掲げる事項を行う。

(1) 機構及び審査委員の利益相反に関する審査

(2) 兼業等を実施する者の利益相反に関する審査

(3) 宇宙戦略基金事業部長の求めに応じ、基金業務に係る利益相反マネジメントに関する重要事項について、意見を述べること

2 前項の規定にかかわらず、前項第1号及び第2号に定める審査は、第4条に定める申告等により明らかに利害関係が無いと審査会の座長が判断する場合には、省略することができる。

3 審査会は、第1項に定める事項を実施するにあたり、外部の利益相反マネジメントの動向を踏まえ、必要に応じ、業務のモニタリングや技術開発課題の提案内容の修正、利益相反の状態にある審査委員の採択又は評価の意思決定への関与形態の変更、技術開発課題の実施者等に対する兼業等を実施する者の技術開発実施体制への関与形態の変更などの条件を付すことができる。

4 審査会は、審査の対象が基金業務にとどまらず機構全体の利益相反に関する

るものであると判断したときは、利益相反マネジメント規程（規程第26-12号）の利益相反マネジメント委員会に判断を仰ぐものとする。

（宇宙戦略基金事業利益相反マネジメントアドバイザー）

第7条 機構に、宇宙戦略基金事業利益相反マネジメントアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置く。

2 アドバイザーは、宇宙戦略基金事業部長が委嘱する。

3 アドバイザーは、機構又は役職員からの基金業務に係る利益相反に関する相談に対して、専門的見地から助言を行う。

（情報の管理）

第8条 基金業務に係る利益相反マネジメントに関わる情報を取り扱う者は、自己申告書その他の情報が機微な個人情報を含むことを考慮して、情報セキュリティ規程（規程第28-73号）に基づき、管理を徹底しなければならない。

（事務局）

第9条 基金業務に係る利益相反マネジメントに関する事務は、宇宙戦略基金事業部が行う。

（その他）

第10条 本規程の実施にあたり必要な事項は、宇宙戦略基金事業部長が別に定めるところによる。

附則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。